

解約届を提出するにあたって

1 解約日について

解約届は、記入、押印の上、解約日の30日前までに公社に提出してください。

(賃貸借契約書参照)

解約届は公社賃貸住宅管理課にご連絡頂ければご郵送いたします。また、公社ホームページからもダウンロードすることができます。

いずれにしても、解約届けが公社に到着した日から30日後が最短の解約日となります。

また、保証会社の更新日もご確認いただき、余裕を持って手続きをしてください。

2 家賃について

月の途中で解約の場合、家賃、共益費、駐車場使用料は日割り計算となります(賃貸借契約書参照)。家賃は契約家賃(契約書の金額)の日割り計算となります。

例1 5月31日解約の場合 ⇒ 5月1日までに公社に解約届を提出。(末日で解約)

5月の家賃引き落とし日に5月分が引き落とされます。

例2 5月20日解約の場合 ⇒ 4月20日までに公社に解約届を提出。(月の途中で解約)

その際、家賃は日割り計算となりますが、契約家賃を30日で割り、日数をかけます。

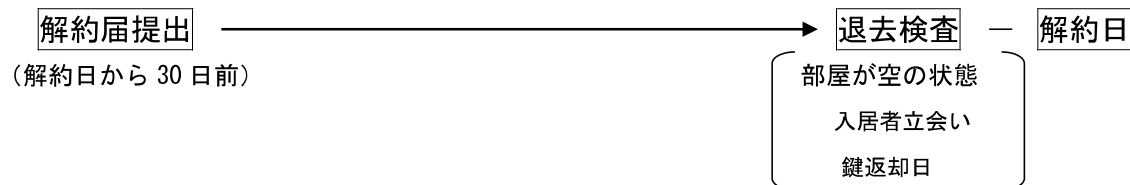
駐車場使用料、共益費も日割り計算となります。

5月の家賃引き落とし日に5月分の日割り分が引き落とされます。

ただし、解約届提出日によっては、満額の引き落としになってしまう場合がありますが、退去精算時にあわせてご精算いたします。

3 原状復帰修繕について

(1) 賃貸人または管理者に原状回復修繕を依頼する場合

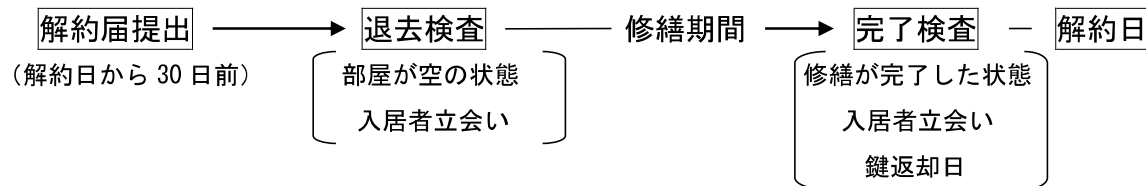


退去検査日に賃貸人または管理者が修繕箇所を指摘し、原状回復修繕費用が確定します。

敷金より原状回復修繕費用を清算し、差額は返還し、不足額が生じた場合は追徴いたします。

完了検査については、管理者が責任をもって行います。

(2) 自ら業者に依頼し、原状回復修繕を行う場合



退去検査日に賃貸人または管理者が修繕箇所を指摘します。その後退去者が修繕工事を行い、解約日までに完了検査を受けます。解約日までに完了検査に合格しなかった場合、合格する日までの契約家賃の日割り分を敷金よりいただくことになります。

なお、指定業者以外認めないオーナー様もいますので、あらかじめご了承ください。

※ 備え付けの備品（設備の鍵、クーラースリーブのふた、ＴＶジャック、洗濯パンのエルボー、取扱説明書等）については完了検査日または退去検査日に返還していただきます。後日の受付は致しませんのでご了承ください。

4 注意事項

- （１）移転先と敷金返還先口座は必ず記入して下さい。記入がない場合、敷金の返還ができなくなることがあります。移転先が記入時に決まっていなかった場合は、未記入のまま解約届けを提出し、退去検査日までに弊社にご連絡ください。
- （２）駐車場契約については、住宅の解約届を提出していただくと、住宅の解約日と同日が駐車場の解約日となります。なお、それ以前に駐車場契約の解約を希望する場合は、希望日の 30 日前に駐車場の解約届を提出していただきます。
- （３）電気設備の確認のため、退去検査日まで電気の契約を継続してください。
※退去検査前に電気を解約された時は、必ず弊社までお知らせください。
- （４）「退去に関する確認表」の内容を確認の上、退去検査にご持参ください。
- （５）引越しゴミや不用の自転車・バイクは必ずご自分で処分してください。
- （６）立駐機等のカギはスペアキーも一緒に検査時に返却してください。
- （７）ガス警報器をリース契約等で設置している方は、必ず撤去してください。

連絡先 ☎ 330-8516

さいたま市浦和区仲町 3-12-10

埼玉県住宅供給公社

管理事業部 賃貸住宅管理 2 課

T E L 048-829-2866

F A X 048-825-1823